

社会福祉法人仙北市社会福祉協議会
指定介護予防支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人仙北市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が開設する指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護予防支援（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 サービスの実施にあたっては、利用者の立場に立って、医療・保険・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 この事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 仙北市社会福祉協議会田沢湖ケアマネステーション
- (2) 所在地 秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後 30 番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：1名（主任介護支援専門員）
管理者は、事業所の職員及び業務の統括管理を行う。
 - (2) 介護支援専門員：3名以上
第2条の運営方針に基づく業務にあたる。
 - (3) 事務員：1名以上
事務員は、管理者並びに介護支援専門員の事務処理の補助を行う。
- 2 職員の資質向上のために採用時及び定期的研修を確保する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを休日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(サービスの提供方法及び内容)

第6条 サービスの提供を求められた場合は、利用申込者とその家族に対し、重要事項等の文書を交付し説明を行い、介護予防支援サービス計画作成契約を締結し文章による確認を得た後、サービスを提供するものとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所は、原則利用者の居宅等とする。

- (2) 利用者が居宅での介護予防サービスや保健医療サービス、福祉サービス、住民による自発的なサービス等が適切に利用することができるよう介護予防支援サービス計画（以下「サービス計画」という。）を作成する。
 - (3) サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、利用者及びその家族等、指定介護予防支援サービス事業所等との連絡調整を行う。
 - (4) サービス担当者会議は、原則として利用者の居宅で行うものとするが、場合によっては事業所又は指定介護予防サービス事業所等で行うことができるものとする。
 - (5) モニタリングは、原則3ヶ月に一回利用者の自宅を訪問し行うものとするが、テレビ装置等の情報通信機器を活用し行うことができる。その場合、事前に利用者の同意を得ることに加え、サービス担当者会議等において、利用者の状態が安定していること、利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること、他のサービス事業所との連携により情報を収集することを主治医、担当者その他の関係者の合意を得た場合行うことができる。但し6ヶ月に1回以上は自宅を訪問することを条件とする。その他、利用者に著しい変化等があった場合、随時利用者宅を訪問するものとする。訪問しない月であっても、1カ月に一回利用者に対し面接又は電話等によりサービス計画の実施状況を把握するものとする。
- 2 事業所は、次のいずれかに該当するような正当な理由がなく業務の提供を拒否してはならない。

ここで言う正当な理由とは

- (1) 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合。
 - (2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合。
 - (3) 利用申込者が他の指定居宅介護支援事業者にも併せてサービスの依頼を行っていることが明らかな場合。等である。
- 3 指定介護予防支援事業者は、サービスを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
- (1) 正当な理由なしに、介護予防給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により要介護状態等の程度を増進させたと認められる時。
 - (2) 偽りとその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとした時。

(利用料、その他の費用の額)

第7条 利用料については、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、無料とする。

- 2 通常の事業の実施地域以外からの利用者の要請があった時は、サービスを行う場合に要した交通費については利用者の同意を得てからの実費の支払いを利用者から受けることができる。

(事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、仙北市内及び大仙市中仙地区とする。

(法廷代理受領サービスに係る報告)

第9条 事業所は、毎月秋田県国民健康保険団体連合会に対し、サービス計画について位置づけられている指定介護予防サービス等のうち法廷代理受領サービスに関する情報を記載した文書を提出する。

(利用者に対するサービス計画等の書類の交付)

第10条 利用者が、他の指定介護予防支援事業者の利用を希望する場合、その他、利用者から申し出があった時には、当該利用者に対し、直近のサービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(緊急時の対応)

第11条 介護支援専門員は、サービスの提供により利用者に病状の急変、災害やその他緊急の事態が生じた時は、速やかに主治医又は協力医療機関等への連絡や避難措置等を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 感染症や災害が発生した際において、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するため、平時より業務継続するための計画（BCP）を作成し、研修、訓練等を実施するとともに、この計画を定期的に見直し、変更を行うものとする。

(秘密保持)

第12条 介護支援専門員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。事業所の職員でなくなった後においても同様とする。

2 事業所は、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いるときは利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いるときは当該家族の同意を、あらかじめ得るものとする。

(苦情処理)

第13条 事業所は、提供したサービスにかかる利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情窓口の設置等体制整備を図るための、必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 事業所は、サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとし保健所・保険者へ報告する。

3 事業所は、サービスの提供により利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、介護支援専門員に対し、感染症等に関する基礎知識習得や清潔の保持

等衛生管理の徹底を図るとともに、年1回以上の健康診断を受診させるなど、健康管理に留意するものとする。

- 2 事業所は、感染症対策指針に準じ、感染症対策に関連した委員会の開催、研修・訓練等を実施する。但し、協議会の介護事業課で定められた「感染症予防及び蔓延防止の為の指針」に従い実施するものとする。

(利用者虐待の防止)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため利用者に対する虐待の禁止、虐待予防及び早期発見のための措置を講じるものとする。但し、協議会の介護事業課で定めた「利用者への虐待防止に関する指針」に従い実施するものとする。

(身体拘束等の適正化)

第17条 介護支援専門員は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録しなければならない。

(ハラスメント対策)

第18条 事業者は、適切なサービスの提供確保のため、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第19条 事業所の会計は他の会計と区別し、毎年4月1日から翌年の3月31日の会計期間とする。
- 2 事業所の運営規程の概要、介護支援専門員、その他職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を自由に閲覧できる場所に設置するとともに、協議会のホームページにも掲載する。
- 3 介護支援専門員は、利用者に対し、特定の指定居宅サービス事業者等によるサービス利用の強要又は、当該事業者からその対償として金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
- 4 事業所は、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。また、サービス計画等、サービス担当者会議の記録、その他の指定居宅介護支援の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5カ年保存する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。